

栗原市出会いサポート事業業務委託 業者選定プロポーザルに関する提案仕様書

本仕様書は、栗原市が実施する栗原市出会いサポート事業を受託する者(以下「受託者」という。)の業務について、必要な事項を定める。

1 業務名称

栗原市出会いサポート事業業務

2 事業の目的

結婚を希望する独身の男女の出会いの場を提供することを目的に行うもの。

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月13日(金)まで

4 業務内容

結婚を希望する独身の男女の出会いの機会づくりを目的とした事前セミナー及び婚活イベントを次のとおり実施すること。

また、事業の周知、参加者の取りまとめ及び問合せ等に対応するものとする。

(1)男性限定事前セミナー付き婚活バスツアーの企画、立案及び開催

①男性限定事前セミナー

ア 開催時期は婚活バスツアーの概ね2週間前とし、土日祝日とすること。

イ 内容は、話し方や身だしなみ、自分に似合う洋服選びを学べる講座とし、1回の婚活バスツアーにつき3回程度開催すること。

ウ 開催方法は、市内及び近隣市町の施設等を利用して開催すること。

エ 参加対象は、婚活バスツアー男性参加者とする。

②婚活バスツアー

ア 開催時期は、令和8年2月末までに完了することとし、土日祝日とすること。

イ 開催方法は、市内をバスで巡りながら行うツアー型とすること。

ウ 開催回数は3回とし、それぞれ異なったテーマにより開催すること。

エ 参加対象者は20代から40代の独身男女とし、1回の開催につき男女それぞれ概ね5名とする。

ただし、男性参加者のみ栗原市在住で事前セミナーに参加した者とし、開催ごとに異なる参加者とする。

オ イベント終了後、カップリングされた方へ、デートへの誘い方やメールの仕方等のアフターフォローを、1回の婚活バスツアー終了後、数回程度行うこと。

カ 参加者に対してアンケートによる意識調査を実施する。なお、調査項目等については、受託者と栗原市で協議し決定するものとする。

(2)女性限定事前セミナー付きお嬢さん募集婚活イベントの企画、立案及び開催

①女性限定事前セミナー

- ア 開催時期はお嬢さん募集婚活イベントの概ね1週間前とし、土日祝日とすること。
- イ 内容は、話し方やコミュニケーション術を学べる講座を1回開催すること。
- ウ 開催方法は、市内の施設等を利用して開催すること。
- エ 参加対象は、お嬢さん募集婚活イベント参加者とする。

②お嬢さん募集婚活イベント

- ア 開催回数は1回とし、開催日は土日祝日とすること。
- イ 参加対象者は20代から40代の独身男女とし、男女それぞれ概ね5名とする。
ただし、女性参加者のみ栗原市在住とする。
- ウ イベント内容は男女が参加しやすいように、工夫を凝らした内容とすること。
- エ イベント終了後、カップリングされた方へ、デートへの誘い方やメールの仕方等のアフターフォローを、1回のお嬢さん募集婚活イベント終了後、数回程度行うこと。
- オ 参加者に対してアンケートによる意識調査を実施すること。なお、調査項目等については、受託者と栗原市で協議し決定するものとする。

(3)複数の情報発信媒体を活用した周知

毎戸チラシの配布及びWebや専用ホームページ等を活用した効果的な情報発信を行うこと。

5 完了報告書の提出

受託者は、業務が全て完了した際は、履行期日から10日以内に別紙1「完了報告書」を作成し、市に提出するものとする。なお、完了報告書提出の際は、参加者名簿、実施したアンケート集計結果、写真データも併せて提出するものとする。

6 業務実施の条件

(1)受託者の義務

受託者は、業務を遂行するにあたって、市の意図及び目的を十分理解した上で、適正な人員を配置し、正確丁寧にこれを行うものとする。

(2)再委託の制限

受託者は、受託業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、あらかじめ市の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができるものとする。

(3)業務指示

業務の実施にあたっては、関連法令等、委託契約書及びこの仕様書を遵守するとともに、市と常に密な連絡を取り、その指示に従うものとする。

(4)実施状況

市は、必要に応じて業務の実施状況について調査し、又は受託者に報告を求めることができる。

(5)疑義

本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合、その都度、市と協議し、その指示に従うものとする。

(6)秘密保持

受託者が業務上知り得た情報等を第三者に漏らしたり、公言したりしてはならないものとする。また、知り得た情報は、本業務以外に使用してはならない。業務完了後も同様とする。

(7)責任

業務の実施にあたり、不測の事態が生じた場合は、市に責任がある場合を除き、受託者の責任において、これを解決すること。また、速やかに市へ連絡すること。

7 委託料の支払い

委託料の支払いは、別紙1「完了報告書」を提出し検査に合格した場合、別紙2「支払請求書」により、各回の婚活イベント終了後、その都度委託金額の支払いを請求できる。

8 その他

契約内容に変更が生じる場合は、受託者と市がその都度協議し決定する。